◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2009 年 5～6 月号（Vol.32）

2009 年 6 月 24 日

JETRO ﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌｾﾝﾀｰ

目　次

記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。

ジェトロ･ウェブサイトの欧州の知財ページ http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/も併せてご利用ください。

≪特 許 ≫

ドイツ米特許審査ハイウェイ試行開始

英国知的財産庁，環境技術に関する特許出願を早期審査の対象に

日オーストリア特許審査ハイウェイ試行開始に合意

EU 競争力理事会，統一特許訴訟制度の EC 条約適合性を ECJ へ付託

英韓特許審査ハイウェイ試行開始に合意

≪意 匠・商 標 ≫

なし

≪模 倣 品・海 賊 版 対 策 ≫

なし

≪特 許 情 報・電 子 出 願 ≫

EPO，2008 年年報を公表

EPO，出願件数予測調査結果を公表

スロベニア知的財産庁，2008 年年報公表

ノルウェー産業財産庁，2008 年年報公表

オランダ特許庁，2008 年年報公表

≪その他 ≫

サンマリノ，欧州特許条約に加盟，全加盟国数は 36 ヵ国へ

欧州知的財産ニュースは，JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員（北村・川俣・中野）により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望，内容に関するお問い合わせ，ご意見・ご希望は，patent_tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。

掲載内容を許可なく転載すること，Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお，掲載するニュースの記載内容については，正確性を十分に期しておりますが，記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので，予めご了承下さい。

≪特 許≫

ドイツ米特許審査ハイウェイ試行開始

ドイツ特許商標庁（DPMA）は，米国特許商標庁（USPTO）との 特許審査ハイウェイ（PPH）の試行を 4 月 27 日より開始する旨，同日，プレスリリースを行った。DPMA にとってのPPH 試行開始は，日本国特許庁（JPO）との試行に続いて２つ目。

ルドロフ－シェファーDPMA 長官は，「この試行プログラムを実施することにより，USPTO との協力関係が促進されることは喜ばしい。両庁の協力により，特許取得手続の効率性と質をさらに高めることができる。」とコメントしている。

— DPMA によるプレスリリースは，以下参照 —
http://presse.dpma.de/presseservice/pressemitteilungen/aktuellepressemitteilungen/27042009/index.html

英国知的財産庁，環境技術に関する特許出願を早期審査の対象に

英国知的財産庁（UKIPO）は，5 月 12 日，ラミー知財担当大臣が，環境に利益を与える発明に関しては特許制度において優先的に取り扱うイニシアティブを立ち上げた旨，プレスリリースを行った。これは英国政府の気候変動対策の一環に当たり，この対策に有用な発明を最大限支援することの重要性を示すもの。このイニシアティブに基づく早期審査を利用すると，通常 2～3 年かかる特許取得期間が，約 9 ヶ月に短縮される。本件は法改正の必要がないため，同日よりこの運用は開始されており，現在係属している出願にも適用される。

このイニシアティブは，5 月 11 日開催の第 2 回英中経済財政対話の重要な結果の 1 つであり，中国はその実施について既に同意している。UKIPO は，今後，他の主要貿易相手国に対して，同様の合意が締結されるよう働きかけていく予定。

このイニシアティブによる早期審査を受けるためには，以下の点を記載した申請書を提出する必要がある。

- 特許出願が環境技術（”green” or environmentally-friendly technology）に関連するものであること。

- 複合調査・審査，早期調査，早期審査又は早期公開を求めること。

なお，「環境技術」の定義は明確に規定されていない。

（注１）

ラミー知財担当大臣は、4 月 23 日，ロンドンにおいて世界知的所有権の日に関する講演を行い，その講演の中で，気候変動に対処するための環境技術に関する特許出願については早期審査を行う意向であると発言している。

（注２）

第 2 回英中経済財政対話は，ダーリング英国財務大臣と王中国副総理との間で行われたものであり，4 月開催の G20 ロンドンサミットでの合意を実現するために，金融，貿易等の様々な協力関係について合意がなされた。その協力関係の 1 つに，特許の早期審査による環境技術の発展促進が含まれている。

― UKIPO によるプレスリリースは，以下参照 ―
http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20090512.htm
― 本件に関する早期審査手続は，以下参照 ―
http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/p-law/p-pn/p-pn-green.htm
― ラミー知財担当大臣の 4 月 23 日の講演内容は，以下参照 ―
http://www.dius.gov.uk/news_and_speeches/speeches/david_lammy/world_ip_day.aspx
―第 2 回英中経済財政対話に関する英国財務省のプレスリリースは，以下参照 ―
http://www.hm-treasury.gov.uk/statement_chx_110509.htm

日オーストリア特許審査ハイウェイ試行開始に合意

オーストリア特許庁（APO）は，5 月 19 日，オーストリアの首都ウィーンにおいて，レードラーAPO 長官と鈴木日本国特許庁（JPO）長官が特許審査ハイウェイ（PPH）試行に関する合意文書に署名した旨プレスリリースを行った。PPH 試行は 7 月 1 日より開始される。APO にとって，PPH 試行合意は今回の JPO との合意が初めて。また，JPO にとって PPH 試行合意に達した欧州の知財庁は，英国，ドイツ，デンマーク，フィンランドに次いで，オーストリアが 5 つ目となる。

―　APO によるプレスリリース（ドイツ語）は，以下参照　―
http://www.patent.bmvit.gv.at/Home/Neues/34072.html
―　JPO によるプレスリリースは，以下参照　―

http://www.meti.go.jp/press/20090520001/20090520001.pdf

EU 競争力理事会，統一特許訴訟制度の EC 条約適合性を ECJ へ付託

EU 競争力理事会は，5 月 29 日，欧州共同体，EU 加盟国及び EU 加盟国以外の欧州特許条約（EPC）加盟国間で合意を目指す統一特許訴訟制度が，EC 条約に適合しているかについての見解を得るべく，欧州司法裁判所（ECJ）に付託することで合意した。

欧州内で統一された特許訴訟制度を構築する試みである統一特許訴訟制度（UPLS: Unified Patent Litigation System）は，議長国を中心とした EU 内で議論が続けられているが，「EU の枠組み」である共同体特許のみならず，「EPC の枠組み」である欧州特許も対象としている。このため，スイスやノルウェーなどの EU 加盟国以外の EPC 加盟国が UPLS の枠組みに合意することについて EC 条約との適合性に疑問も生じうるところ，今般，ECJ の見解を問うこととなった。

欧州内の統一特許訴訟制度は，当初 EPO を中心とした EPLA（欧州特許訴訟協定）として欧州特許を対象として進められてきた。しかし，2007 年，EPLA が EC 法に抵触するとの欧州議会法的サービス部門の見解が出されて以降，議論は EPO の主導から EU の主導へと移行し，共同体特許・欧州特許両者を対象とした UPLS として議論されてきた。しかし，元々依拠する条約が異なりその結果加盟国も異なっている共同体特許と欧州特許を同時に交渉する以上，一定の整理が求められるところ，3 月 24 日には欧州委員会が欧州共同体を代表して EU 加盟国及び EU 加盟国以外の EPC 加盟国と交渉することが勧告され，いわば「交渉主体」が明確にされたとするならば，今回の ECJ 付託の決定は「交渉の適法性」が今後明確にされていくとも言える。

ECJ が UPLS の EC 条約適合性を支持すれば，EPLA 以来続いていた「EPC に基づく欧州特許」と「EU 法規」との適合性の問題に最終的な整理がつくこととなり，一定の前進と言うことはできる。しかし，ECJ の判断が出されるまでには通常 1 年近くかかることもあり，仮に早期に望ましい結果が得られたとしても，いわば入口論の合意がなされたにすぎず，UPLS のサブである裁判合議体の構成や ECJ の位置づけなどについては，依然として合意の見通しは立っていない。

―　欧州委員会のプレスリリースは，以下参照　―
http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/intm/108158.pdf
―　3 月 24 日の勧告については，欧州知財ニュース 2009 年 3～4 月号（Vol.31）第 4 頁参

照　―
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_031.pdf

英韓特許審査ハイウェイ試行開始に合意

英国知的財産庁（UKIPO）は，6 月 12 日，同月 5 日に UKIPO と韓国特許庁（KIPO）が特許審査ハイウェイ（PPH）試行に関する合意文書に署名した旨プレスリリースを行った。PPH 試行は 10 月 1 日より開始し，期間は 1 年間（延長可)。UKIPO にとっての PPH 試行開始は，日本国特許庁（JPO），米国特許商標庁（USPTO）との試行に続いて３つ目。

―　UKIPO によるプレスリリースは，以下参照　―
http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2009/press-release-20090612.htm
―　合意文書は，以下参照　―
http://www.ipo.gov.uk/koreaagreement.pdf

≪特許情報・電子出願≫

EPO，2008 年年報を公表

EPO は，4 月 24 日，2008 年年報を公表した。概要は，以下のとおり。

１．出願件数
◆出願件数 146,561件（前年比＋3.6%）
上記出願件数は，Euro-direct件数（PCTルートでなくEPOへ直接出願した件数）63,013件（前年比＋0.4%）及びEuro-PCT域内段階件数（PCT出願域内段階移行件数）83,548件（前年比＋6.2%）を足したもの。
◆欧州内からの出願件数（総出願件数の49.3%）
１位：ドイツ 26,653件（総出願件数の18.2%，前年比+5.8%）
２位：フランス 9,050件（総出願件数の6.2%，　前年比+8.3%）
３位：オランダ 7,289件（総出願件数の5.0%，　前年比+2.4%）
４位：スイス 5,972件（総出願件数の4.1%，　前年比+1.7%）
５位：英国 5,068件（総出願件数の3.5%，　前年比+1.5%）

６位：イタリア 4,343件（総出願件数の3.0%,　前年比-1.5%）
◆欧州外からの出願件数（総出願件数の50.7%）
１位：米国 37,359件（総出願件数の25.5%）
２位：日本 23,081件（総出願件数の15.7%）
３位：韓国 4,346件（総出願件数の3.0%）
◆出願人別
１位：フィリップス（蘭） 2,857件
２位：シーメンス（独） 1,863件
３位：サムスン（韓） 1,677件
４位：ＢＡＳＦ（独） 1,664件
５位：ボッシュ（独） 1,425件
６位： クアルコム（米） 1,134件
７位：ＬＧ電子（韓） 1,108件
８位：パナソニック（日） 1,104件
９位：ＮＸＰ（蘭）981件
10位：トヨタ（日） 869件

11 位以下の日本企業は，ソニー（11位，802件），日立製作所（13位，741件），三菱電機（16位，688件），富士フィルム（21位，628件），キヤノン（23位，588件）。

２．処理件数
◆早期調査請求件数 約4,880件（全体の約4.8%，前年比+13%）
◆調査件数（国際調査を含む。） 約186,800件（前年比 +5.3%）
◆審査請求件数 約126,700件（前年比 +3.5%）
◆早期審査請求件数 約7,400件
◆審査処理件数 約99,000件（前年比 +9.7%）
◆滞貨 約485,700件（前年 458,700件，前年比+5.9%）

３．登録件数
◆登録件数 約59,800件（前年比+9.7%）
◆特許率 49.5%
◆出願から特許公報発行までの平均期間 43.0ヶ月（前年 43.7ヶ月）

４．異議
◆異議申立件数 約2,800件（前年 3,300件）
◆異議申立率 5.2%
◆異議決定件数 約2,000件（前年比-4.9%）
◆異議決定の種類：維持 28.6%，補正後維持 31.6%，取消 39.8%

５．その他
◆審判請求件数 約2,400件（前年比+15.0%）
◆審判終了件数 約1,800件（前年比+7.3%）

◆総職員数 6,685 人（内審査官 3,864 人）
◆オンライン出願率 Euro-direct: 49%（前年 42%），Euro-PCT: 60%（前年 55%）

― 年報全文は，以下参照 ―
http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/7943587024b8e445c12575a00056831b/$FILE/epo_annual_report_2008.pdf

EPO，出願件数予測調査結果を公表

EPO は，4 月 27 日「APPLICANT PANEL SURVEY 2008」と題した出願件数予測調査結果を公表した。1996 年より毎年行われており，2001 年より各年の調査結果を比較しやすいように約 2,000 人の出願人を対象としている。概要は，以下のとおり。

１．調査目的
- EPO への今後 3 年間の出願件数を予測
- その予測に基づいて，必要な予算とマンパワーを予測
- 出願に関するプロセスを理解
- 経済トレンドに関する情報を収集

２．調査手法
大手出願人から419名，ランダムに2,021名を抽出し，重複排除により2,164名を抽出。そのうち有効な住所を有する2,077名に対し，民間調査会社（Synovate GmbH）は，2008年5月にアンケート用紙を送付し，電話や手紙でのインタビュー調査により同年9月中旬までに回答を回収した。有効回答率は37.2%（772 人）。なお，昨年は個人・中小出願人（Smallest Group：年1,2 件の基礎出願を行う出願人）も抽出したが，今年は行っていない。

３．調査結果
- 2008 年の予測出願件数は 226,978 件だったところ，実際の出願件数は約 227,000 件。
- 2009 年の予測出願件数*は 240,574 件，2010 年は 251,198 件。
- その他，出願人種別（大手出願人／ランダム抽出），出願人地域ブロック別（欧その他／日／米），技術分野別（ジョイントクラスター別，メガクラスター別）による件数予測も掲載。

*注：「出願件数」は，EPO への通常出願と，EPO が受理した PCT 出願の合計件数。

― 本調査の概要は，以下参照 ―

http://www.epo.org/patents/surveys/future-patent-filings.html
－ 報告書全文は，以下参照 －
http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/FDCBCEAFC08805B3C12575A5004005F5/$File/aps_2008_report_en.pdf

スロベニア知的財産庁，2008 年年報公表

スロベニア知的財産庁は，2008 年年報を公表した。

－　年報全文は，以下参照　－
http://www.uil-sipo.si/uploads/media/uil_letno-porocilo_2008.pdf

ノルウェー産業財産庁，2008 年年報公表

ノルウェー産業財産庁は，2008 年年報を公表した。

－　年報全文は，以下参照　－
http://www.patentstyret.no/en/english/Annual_reports/Annual-Report-2008/

オランダ特許庁，2008 年年報公表

オランダ特許庁は，2008 年年報を公表した。

－　年報全文は，以下参照　－
http://www.octrooicentrum.nl/images/stories/download/jaarverslagen/jv_2008_en.pdf

≪その他≫

サンマリノ，欧州特許条約に加盟，全加盟国数は 36 ヵ国へ

EPO は，5 月 8 日，サンマリノ政府が 4 月 21 日に欧州特許条約（EPC: E uropean P atent Convention）の批准書を寄託した旨プレスリリースを行った。2009 年 7 月 1 日より，EPC はサンマリノにおいて発効し，EPC 加盟国数は 36 ヵ国となる。EPC の加盟国拡大は，2009 年 1 月 1 日より EPC が発効したマケドニア旧ユーゴスラビアの加盟に続くもの。なお，サンマリノは，EU 加盟国ではない。

（参考１）EPC 加盟国（2009 年 7 月以降）
オーストリア，ベルギー，ブルガリア，クロアチア，キプロス，チェコ，デンマーク，エストニア，フィンランド，フランス，ドイツ，ギリシア，ハンガリー，アイスランド，アイルランド，イタリア，ラトビア，リヒテンシュタイン，リトアニア，ルクセンブルク，マルタ，モナコ，オランダ，ノルウェー，ポーランド，ポルトガル，ルーマニア，サンマリノ，スロバキア，スロベニア，スペイン，スウェーデン，スイス，マケドニア旧ユーゴスラビア，トルコ，英国

（参考２）欧州特許拡張協定締約国（2009 年 1 月以降（今回変更なし））
アルバニア，ボスニア･ヘルツェゴビナ，セルビア

― EPO によるプレスリリースは，以下参照 ―
http://www.epo.org/topics/news/2009/20090508.html

（以上）